

甲事件：平成19年（行ウ）第32号

次回期日 6月18日

乙事件：平成20年（行ウ）第3号 設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 甲事件 市野和夫 外167名 乙事件 市野和夫 外7名

被告 甲事件 愛知県知事 外1名 乙事件 愛知県知事

## 求 釈 明 書

平成21年6月16日

名古屋地方裁判所

民事第9部 御中

原告ら代理人 弁護士 在 間 正 史

外11名

### 被告第8準備書面に対する求釈明

「治水」の身替り建設費に関して、以下のことを明らかにされたい。

「治水」用途には、洪水調節、流水正常機能維持、はさらに、-1河川維持流量の確保と -2「既得用水」の利水安全度の向上が含まれている。

よって、洪水調節（容量1900万m<sup>3</sup>）、-1河川維持流量の確保（流水正常機能維持容量は現計画では6000万m<sup>3</sup>であるが、旧計画では5700万m<sup>3</sup>であり、そのうちの3100万m<sup>3</sup>）、-2「既得用水」の利水安全度の向上（旧計画では流水正常機能維持容量5700万m<sup>3</sup>のうちの2600万m<sup>3</sup>）の各用途別の身替り建設費を明らかにされたい。

これによって、支出差止請求をしている各用途別の費用負担額が明らかになる。